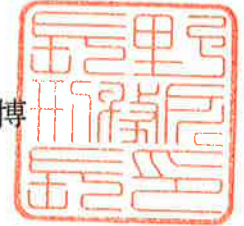


長野刑務所職員食堂の営業の公募について

下記のとおり公告します。

令和3年2月1日

長野刑務所長 山本英博



記

1 公募に付する事項

- (1) 件名 長野刑務所職員食堂営業業務
- (2) 内容 長野刑務所内における職員専用食堂の営業

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は補佐人であって、契約締結のための必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して

いる者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 応募要領の交付場所及び公募内容に関する問い合わせ先

【場所】

長野県須坂市大字須坂1200番地

長野刑務所総務部用度課 担当：牧内

電話 026-245-0900 (内線134)

【時間】

平日 9時から正午まで、13時から17時まで

4 応募申込み

公募に参加する者は、令和3年2月19日(金)17時までに上記3に来所又は電話により申込みを行うこと。